

第一百七十二回
参議院総務委員会会議録第二号

平成二十二年二月十日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

一月二十九日

辞任

平田 健二君

補欠選任

松岡 徹君

二月九日

辞任

松岡 徹君

補欠選任

平田 健二君

出席者は左のとおり。

委員長

内藤 正光君

理事

加藤 敏幸君

高嶋 良充君

長谷川 憲正君

河合 常則君

二之湯 智君

委員

大島九州男君

加賀谷 健君

行田 邦子君

武内 則男君

外山 斎君

林 久美子君

平田 健二君

吉川 沙織君

泉 信也君

磯崎 陽輔君

世耕 弘成君

谷川 秀善君

中村 博彦君

溝手 顕正君

吉村剛太郎君

国務大臣

総務 大臣

副大臣

総務 副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官兼郵政民営化推進室長

総務大臣官房総括審議官

総務省情報流通行政局郵政行政部

参考人

日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長

日本郵政株式会社専務執行役

日本郵政株式会社常務執行役

日本郵政株式会社執行役

西川 善文君

佐々木英治君

藤本 栄助君

寺崎 由起君

魚住裕一郎君

弘友 和夫君

山下 芳生君

又市 征治君

鳩山 邦夫君

倉田 雅年君

高山 達郎君

振角 秀行君

岡崎 浩巳君

吉良 裕臣君

(かんぽの宿等の譲渡に関する件)
(郵政民営化の見直しに関する件)
(定額給付金の支給に関する件)

○委員長(内藤正光君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。鳩山総務大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算により平成二十年度分の地方交付税が二兆二千七百三十億九千九百九十九万四千七百九十九円に減少することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成二十年度分の地方交付税の総額の特例として、二兆二千七百三十億九千九百九十九万四千七百九十九円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

また、この加算額のうち一兆二千四百四十億四千七百五十万円に相当する額については、平成二十三年度から平成二十七年までの各年度における地方交付税の総額から二千四百八十二億九百五十万円をそれぞれ減額することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(内藤正光君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(内藤正光君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、国防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、総務大臣官房総括審議官岡崎浩巳君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内藤正光君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(内藤正光君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、国防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君外三名を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内藤正光君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(内藤正光君) 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、国防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○長谷川憲正君 長谷川憲正でございます。

今日は、法案の審議に先立ちまして一般質疑の時間をちょうだいいたしましたので、今話題になっております郵政民営化、それに関連をするか

んぼの宿の問題につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

既に衆議院の予算委員会でもいろいろと議論がなされておりますけれども、この問題に関しての世論の注目度というのはすごいですね。オリックスへの一括譲渡という形で発表されたのが昨年の臨時国会が終わりまして翌日、十二月の二十六日だったと思いますが、鳩山総務大臣がすぐこれに反応されて、出来レースではないかというように御指摘がありました。以来、いろいろなマスコミが様々な形でこの問題を取り上げております。

つい最近のものだけ見ましても、週刊新潮は、「百九億円のオリックスに「四百億円の負債」などという、途中で関与したと思われる業者の人の話を載せておりますし、週刊朝日は、「かんぼの宿偽装入札の全貌」というのが出ております。まあこれは週刊朝日ですからね。それから、サンデー毎日には、「七十一物件から四十億円の六千坪「世田谷優良施設」が消えた」、こんなのいろいろ出ておりますし、さらに話はどうどん波及をしております。週刊現代などは、「かんぼの宿」だけじゃない」と、「オリックス株」を買い支える「簡保マネー」運用会社」ということで、話がどうも横にだんだん発展をしそうな感じになってきているわけでございます。

この間、読売新聞を読んでおりましたら、これは二月六日の金曜日でございますけれども、一枚紙で、「基礎からわかる「かんぼの宿」問題」と、特集が一ページにわたって組まれるような状況でございますので、これはもうここで取り上げざるを得ないということでございます。

そこで、一番最初にこれは西川社長にお聞きをしたいわけですが、今朝の新聞各紙を見ますと、昨日の衆議院での予算委員会でも川内委員の質問に対してのお答えの中で、今まで競争入札という形でやってきたというように説明しておられたというふうに思いますが、私たちは最初から価格競争入札というものは存在しなかった

ということをやってきたわけですが、今日の新聞を見ますと、「日本郵政入札創制」というふうに書いてありまして、最終的に社で入札をしたと。いろいろあつたけれども、途中で辞退したり何かをして、皆さんの方でふるいに落とされたものもあるようですけれども、実際に金額をお示ししたのは一社のみだったというのがあるんですね。

その中に、オリックスでないもう一方の、最終段階に残ったもう一方の会社の応札額と言われておりましたのは会社側が推計したものだということのようなことがこの記事に出ておるんですね。けれども、事実関係についてお聞きをしたいと思っております。

○参考人(西川善文君)

お答えを申し上げます。本件のような事業の譲渡の場合は、単純に不動産のみの価格を見るのではなくて、負債等も考慮する必要があります。提案価格の前提条件が異なる場合は公正に比較するための調整が必要であります。オリックス不動産の提示は負債を考慮しておつたわけでございますが、ホテルマネージメントインターナショナルの場合は負債を考慮していないということでございますので、前提条件をそろえるために、負債を考慮した場合こういう価格になるということを出したわけでございます。

○長谷川憲正君

そういうのを入札と言いますか。私、事前にいろいろ党でも勉強会もやりましたし、民主党の総務部門会議でもこの問題を取り上げていただいて、そこに私も出させていたいただいて、いろいろ勉強しておるんですが、私の手元には、かんぼの宿等の譲渡の最終入札における入札額、A社、百八億八千六百万円、B社、六十一億四千六百万円、数字をちゃんと紙でいただいているんですよ、事前に。私は、この今日の新聞を見まして、早速昨日の予算委員会の議事録も見させていただきましたけれども、ちよつとあきれて物が言えない。公明正大に物事をやっておられ

ば、社長は何も疑惑などないんだということを繰り返しおっしゃるわけですから、堂々と最初から、これは推計値でございますまして入札の額ではありませんとちゃんと言つたらいいじゃないですか。それをなぜ隠さなければいけないのか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○参考人(西川善文君)

もちろん、隠すというふうなつもりは全くございません。ただ、前提条件が違いましたので調整を行ったということでございます。その前提条件部分に関する調整を行ったということでございます。それを行わなければ同じ条件での比較ができないということからそうしたわけでございます。

それともう一つは、最終提案をちょうだいする際に世田谷レクセンタを除外したわけでございますが、その代わりと申しますか、同時に、かんぼの宿の本体部分の事業評価を極力引き上げていただくようお願いをしたわけでございます。これは通常のM&A、事業譲渡の場合にはそういうことがあるわけでございます。その値上げをお願いしたということでございますが、オリックスの場合はそれにこたえて上げてきたと、レクセンタは外すということで上げてこられたということでございますが、ホテルマネージメントインターナショナルの場合は最終提案として出してこられなかったと、その前の段階の価格そのまま残つておつたということでございますので、オリックスと同条件とするために調整を行ったと、こういうことでございます。

○長谷川憲正君

今のような御答弁をお聞きしようと思つてお尋ねをしているわけではないんですよ。いきさつがこうだったあだったというようなのは、今でも衆議院でも御答弁になっておられますからそのことは分かっているつもりであります。そうではないんです。私がお尋ねしているのは、本当の意味での入札ではないじゃないですか。それをなぜ世の中に対して入札だ入札だということをおっしゃるのかと。むしろ、これならば、きちんとした企画競争でございますと、最終的に

最終的には一社しか応札していないんですから随意契約というべきものでもあるかもしれません、そうはつたりおつしやつたらいいじゃないですか。もう一度お願いします。

○参考人(佐々木英治君)

先ほど西川社長の方から御説明しましたように、今回の事業の譲渡におきましては、譲渡価格を含んだ提案書を提出させてそれを審査しております。私どもとしては、これをいわゆる入札の札に該当する部分であると理解しております。いわゆるビッド型の入札だということ、これはビッド型でございます。官庁用語で言うところの厳密な競争入札には該当しないということかもしれませんけれども、広い意味での競争入札に該当する、範疇に入るものと私は理解して競争入札という言葉を使わせていただきました。

○長谷川憲正君 どうも世の中の常識に反しているのではないかと今ふいに思いますので、実態が分かつたわけですから、実態にふさわしい名称をきちんとこれから使つて、誤解のないように御説明をいただきたいというふうに思つております。

余り時間ありませんので、先きに参りますが、一括譲渡に関して伺いたいと思っております。

かんぼの宿、ラフレさいたまを含めて七十施設、それに首都圏の九の社宅を含めて一括で譲渡という方式をお考えになったようでありますけれども、本来であれば、まず地元で引受手がいるのかないのか確認をされるべきものではないかと思つております。なぜいきなりこの七十九もの施設を、しかも社宅まで含めて一括で譲渡ということにしなればならなかったのか。腑に落ちないのですが、御説明をお願い申し上げます。

○参考人(西川善文君)

お答えを申し上げます。個別に譲渡ということになりますと、雇用の確保という点で問題が出てくる可能性があるということから一括ということにしたということが一つ、もう一つは、かんぼの宿は全国各地にござい

まして、どこでも御利用いただけるという意味でのネットワーク性がございいますので、そういうネットワークとしての価値、これが事業価値として大きなものであろうという考えから一括譲渡というやり方を取ったということでございいます。

○長谷川憲正君 職員の就職のことを御心配になった、これは当然のことだと思います。しかし、今やこのかんばの宿に關係をする職員、現場で働いている人もおりますし、それから本部で管理業務に当たっている人もいるんだと思いますが、その人たちの身の振り方を考えるために一括でなければ売れないというのも随分短絡的な話だと私は思います。今までも、これは別にかんばの宿に限りませんが、郵政でこういった施設の売却をしている例もありますけれども、個別に売っているものもたくさんあるじゃないですか。それをここでは一括して売らなければならぬ。

私も調べましたけれども、じゃ、職員つて一体どのぐらいいるのか。一施設に多いところで十人、少ないところで五人くらいです。あとはみんな地元からの委託のような形でやっておられるんで、その人たちは従業員の再就職という話には入ってこない人たちがおりますから、わずか数人の人たちの所属を決めるために一括でなければいけないと、それも全国一円一括でなければいけないという理屈はそもそも成り立たないと私は思っているんです。

この価格なども、いろいろあらかじめお聞きをしますと、不動産鑑定会社に頼んで調べてもらっているようですけど、これも東日本が一社、西日本が一社、首都圏が一社ということで分けてやっておられますよね。

ですから、一つ一つの施設で地元で引き受けがもしできないということであるならば、そういうものを全部集めて、それこそブロック別にお引き受けになる人を探してみるとか、いろんな方法があつたんじゃないかというふうに思いますが、そういうことは一切お考えにならなかったんでしょうか。

○参考人(西川善文君) ブロック別でございいますとかあるいは地域ごとということとは考えませんでした。やはり全国の施設すべて御利用いただけるという形を続けていきたいと、続けていつていただくべきだということからそうしたわけでございいます。

それから、従業員でございいますが、正社員が合わせて約六百四十名に上ります。したがって、この人たちの雇用確保、それから非常勤職員、これも二千六百名くらいおりますから、この人たちの契約の継続ということをやはり我々としては念頭に置いてこういう方式を取ったということでございいます。

○長谷川憲正君 そういたしますと、これ百九億円という譲渡価格だということにお聞きをしておりますけれども、そもそも取得するのに二千四百億円掛かっているわけですね。余りにも安過ぎるじゃないかというのが一般の感想だと思います。しかし、これが厳密にいろいろな会社オープンな形で競争入札で価格が決まっているなら、これは時価で売買取成するわけですから文句の付けようがないんだらうと思うんです。

しかしながら、今回のように、従業員の扱いが大事だからという形でいろいろのものを一括しまして、そして、この首都圏の例えば九社宅なんというのは何十億円もするのではないかとということが言われているわけですね。それから、ラフレさいたまも、私も埼玉県の出身でありますからよく知っておりますけれども、この間も改めて見てきましたけど、あれだけのものがわずか数億円というはずはないと。それは上田知事も百億円ぐらいうはするんじゃないかというふうなことをおっしゃっておられるようですけれども、だれが見てもそう見えるわけですよ。

そういうものを明らかにするためには、例えば条件を付けるときに、職員の雇用は引き受けてくださいという条件を置いた上で、それをのんだところで金額の入札をやつてもらえばいいんじゃないですか。そうしませんが、私たちから見

ると、非常に高価なものと思われる社宅だとかラフレさいたま、ラフレさいたまに至ってはわずか五人しか正社員がいまませんよ。こういうものをくっつけて一緒に売るといのは、何か持参金を付けてくれてやっているのかなという気がしなくもないんですね。これはやっぱり国民の理解を得るのは非常に難しいというふうに思います。

しかも、従業員を引き受けていただくというんですけれども、今後この人たちがずっと安定的にここで業務ができるという保証があるんですか。何か二年間は業務を転換してはいけなとかいうような話があるようですけど、民間会社に対して職員の雇用の保障というのをどうやってやっているんですか、お聞かせください。

○参考人(佐々木英治君) オリックスとの契約におきまして、一年間は今の労働条件をそのままやっていただく、一年以降はいわゆる一般の期限の定めのない契約ということで労使交渉によって決めるということとございまして、これは一般の民間会社の通例かと思えます。

以上でございいます。

○長谷川憲正君 そうだと思いますよ。したがって、これで身分が保障されたということにはならないわけでありまして、私はもつと穏やかな形で、五年という売買の期間が法律でも決められているわけですから、徐々にやって、そしてある程度無理な部分については本社で引き取った方がいいじゃないですか。正式な、世の中の常識的な価格で売買取成されるなら相当な収益が会社に入ってくるわけですから、元々二千四百億円もあるんですから、それは社員も引き取って、例えば新規事業なども郵便局会社なんかでもいろいろ予定しておられるようにだけでも、そういうところに就いていただくというふうなこともいろいろあり得るんじゃないですか。例えばJRが民営化したときには、今見ていただいても駅中商売なんというのでいっぱいやっていますけれども、随分たくさんの人たちがそういうところにも従事をしているわけですよ。

私はトータルとして、いずれにしても、世の中に対してきちんと公正で中立な競争入札がされたという事実を見せなければ、こういう問題は解決をしないだろうということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、アドバイザーというものが今回のこの一括譲渡の仲介をしているようでございいますが、このアドバイザー契約というのを結んだメリルリンチという会社でございいますけれども、会社の中身を今日は云々するつもりはありませんが、お聞きをすることで月一千万円の委託料を払っている、そして成功報酬が付くということとございいますけれども、一体何がこのメリルリンチの月一千万円に当たるような役割だったんだろうかと。

よく分からないんですよ。公正な競争入札をするということであれば、余りこんなものは要らないんじゃないんですか。どういう役割だったのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(佐々木英治君) 今回の譲渡に当たりましては、入札、あるいは選定、契約締結、あるいは取引の実行という一連のプロセスに関連しまして膨大な準備作業が必要となります。それでありまして、私ども、高い専門性あるいは過去の経験値に基づいた専門家のサポートを受けるということが必須だと考えたところでございいます。

それで、具体的にはこのメリルリンチ日本証券の役割というのは、この不動産売買取引における仲介業務ではございまして、継続事業としての宿泊事業部門の譲渡に関するいわゆる一般的なファイナンシャルアドバイザーと呼ばれる機能を期待したところでございいます。

更に具体的に申しますと、対象事業の譲渡の専門的知識を要する助言、提案、あるいはプロセスを円滑に進めるためのすべての候補先に対する連絡窓口としての機能、各種プロセスに関するスケジュール管理、譲渡候補先向けマーケティング資料、私どもインフォメーションメモランダムと呼んでおりますが、こういうものの作成の支援、あるいは譲渡候補先に対する書類の配付等、いろいろ

な事務に関してサポートを受けたいと、こういうことでございます。

○長谷川憲正君 手元にメリリリンチ日本証券と日本郵政株式会社業務委託契約を結んだ中身についての紙をいただいているわけですが、契約の目的というのを読みますと、その中で、従業員の雇用が買取者により維持されることを前提にと、こう書いてありますから、この部分はもちろん当然のことだと思えますが、その後、日本郵政にとって最も有利な条件にて本件取引を完結させることを目的とするというふうに書いてあるわけです。私は、結果的にそうなったのかどうかということも疑っているわけですが、同時に、今回のかんぽの宿の売却に当たって、皆さん方の視点の置き方、ポイントの置き方がそもそも間違っているんじゃないかということを御指摘申し上げたいわけです。

最も有利な条件でというのは、金額的に一番高く会社にとって得るものが多いという趣旨だと思えますが、私どもから見ますと、このかんぽの宿というのは会社のものであって会社のものでないと、これはどういう性格のものかといえば、簡易保険の加入者が、自分が保険に入るといことで保険料をお支払いになる、そういうものの一部なわけでしょう。

ですから、当然のことながら、加入者への還元とか、それから、施設を買うときには地方自治体からいろいろ陳情があったり、いろいろ相談があったりという中でお買いになっているはずなんです、例えばラフレさいたまでも、地元から陳情があつて、あそこホテルを造つてくれという話があつてできたというふうにも伺っておりますけれども、地元の自治体とか地元の関係者とかいふうなところを一切抜きにして、とにかく会社にとって一番有利な条件でやればいいという、そういうアドバイザーを求めるということ自身に私は問題があるんじゃないかというふうに思っておりますが、皆さん方はそういう意識はなかったのでしょうか。

○参考人(西川善文君) 大変こだわらうで申し訳ございませんが、当初からやはり一括譲渡ということを考えていました。その理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

しかしながら、長谷川先生御指摘のように、地元との関係ということをややはり考えなきゃならない、あるいは元々のかんぽの宿の設置経緯等も考慮しなきゃならない、こういうことでございいます。会員がたくさんいらつしやいます。百二十万人見当のカード会員がいらつしやいます。一括譲渡ということになりますと、それはその方々は引き続き各施設を利用できると、こういうことになるわけでございますが、地元との関係ということをもっと私どもも考えるべきであつたなということについて反省をいたしております。地元にお話をしなかつたということにつきましては深くおわびを申し上げます。

以上です。

○長谷川憲正君 さらに、会社分割という今回やり方を考えておられるわけですが、このことについても伺いをしなければなりません。というのは、これも事前にいろいろ御説明をお聞きをしております、なぜ会社分割という方法を選んだのか。その一つとして、不動産取得税の節税があるということを言っておられるわけです。これ、不動産取得税、どのぐらいの節税になるんでしょうか。

○参考人(佐々木英治君) 不動産取得税の税率、事業譲渡の場合は百分の四でございしますが、新設分割プラス株式譲渡方式を取りますと非課税というふうに承知しております。

○長谷川憲正君 ということは、その百分の四の不動産取得税を払いたくないということかなと思ひますが、これは国が、〇〇%株を持っている会社の姿勢として適切なんでしょうか。

○参考人(佐々木英治君) 今回、会社分割の手法を採用することとしたしたのは、私どもの従業員との雇用契約が、労働契約承継法によりまして原則的に新設分割会社社にそのまま承継できると

いうことが最大の理由でございます。それ以外にということ、あと三点ほど理由がございいます。

分割計画によりまして承継対象いたしました契約等に基づく権利義務が包括承継されるために、債務の承継に關しまして膨大な債権者の個別同意が必要になります。

それから、二点目は、旅館業免許、温泉利用権の承継等の許可につきまして、一定の要件の下承認を受けた場合には、新設分割会社に承継可能だということで、事務手続が非常に簡便でございします。

それから、三番目、今先生御指摘ありましたけれども、一定の要件を満たした場合にですが、不動産取得税を含む税制面の優遇措置が受けられるということ、これは私どもと買手側双方にメリットがあるということで、今回会社分割という手法を採用させていただきたいと思つた次第であります。

○長谷川憲正君 どうも一連のこの会社分割も含めた今回の一括譲渡のやり方を皆さん方がお決めになつていくそのプロセスがよく見えないんですけれども、非常にやはり視点が偏つていんじゃないかと。もつといろんなところから物事を見て適切な方法というものを判断されるべきであつたんだと思ひますけれども、そういうことをしておられないように思ひますけれども、どうでしょうか。

もう一つお聞きをしますけれども、今ほど西川社長は、利用しておられるお客さんが百二十万人ほどおられるというお話がありました。これは、私の手元にある資料では、顧客名簿というものがかんぽの宿にはあるというふうなものがございまして、かんぽの宿メンバーズ会員というんでしょうか、団塊の世代を中心にして全国で百十万人がいらっしゃるというふうなことがありますけれども、先ほど言われた百二十万人、この百十万人、もちろんかんぽの宿のメンバーズ会員というのは常連というところから、それ以外にももちろん来られる方はいらっしゃいますけれども、こういう

かんぽの宿メンバーズ会員というのは実際百十万人ほどおられるんでしょうか。

○参考人(佐々木英治君) はい、百十万人おります。

○長谷川憲正君 これは、今回皆さん方がお考えになつた、これから先がどうなるのかというのは、鳩山総務大臣がストップをお掛けになりましたから分かりませんが、皆さん方がオリックスに売ろうというふうな判断をされたときには、このメンバーズ会員の名簿というのはオリックスに渡るわけですね。そのことの都合というのはお考えになりましたか。これは個人情報でございます。

○参考人(佐々木英治君) かんぽの宿の譲渡に当たりましては、先ほど御説明しましたように、事業全体を会社分割によつて設立する新会社社に包括承継をいたしますので、その承継した会社社がかんぽの宿の顧客情報を承継により取得することになります。

ただ、この取得した顧客情報と申しますのは、その情報の取得当初の目的に限られることが個人情報保護法において規定されておりますので、宿泊事業に関する目的で取得している顧客情報をその用途にしか使えないというふうに理解しております。

○長谷川憲正君 それは法律の建前がそうなつていますからそのとおりいけば問題がないわけですが、果たして本当にそのとおりになると情報流出が防げるのだろうか。先ほどのお話だと全国でこれ共有するということでしょう、七十もある施設でね。それで百十万人ですよ。オリックスは生命保険会社たしかグループの中に持っていますよね。これは非常に物騒な存在になるのじゃないかと私なら思ひますよ。ですから、そういうことも含めて、まあオリックスについてはいろいろ言われておりますけれども、そういうこともきちんとお考えになつた上で最終的にオリックスがふさわしいというふうにお考えになつたのかどうかですね。

いずれにしても、私は、詰めが甘いといいますが、いろんな方々のアドバイスを受けてやったように思えないんですよ。ですから、先ほどのメリリンチは何か財務関係でのアドバイスしかなかったようですから、これはこれでしようがないとしても、例えば総務省、総務大臣おられるわけですから、株主でもありますし監督官庁でもありますし、もつとやり方についていろいろ御相談になるべきではなかったのかな、大変今になっては残念に思う次第であります。

いずれにしてもこれから先、こういう情報が不正な目的で使われたり流用されたりすることのないようにここは十分御配慮をいただかなければならないと思います。

それから、お聞きをしたいのは、郵政はたくさん不動産を持っているわけですが、たしか公社になった時点では三兆四千億ほどの簿価の土地、建物を持っておられたということですが、その後、売りさばかれたり、あるいは価格が、評価が減ったりというようなことがあったと思います。が、民営化時点での程度の不動産を持っておられますか。

○参考人佐々木英治君 民営化時点での保有不動産の簿価でございますが、約二兆七千億円でございます。

○長谷川憲正君 二兆七千億円の不動産を所有しておられるわけです。これは先ほども申し上げましたけれども、会社のものであつて会社のものでない。郵政事業は一銭も税金を使わないで今日まで運営がなされてきたわけでありまして、言ってみればこれは利用者の共同の財産ですよ。ですから、西川社長以下経営陣の方々は、これは国民から預かっているというものでありまして、これをやっぱり大切に次の世代に受け継いでいくということが求められているんだらうと思います。

もちろん、不用なものを正当な手続で、正当な価格で売却するのは、それはもう当たり前のことだと思ひますが、それ以外にこの二兆七千億にも及ぶ不動産というものが恣意的にと申しますか、

私物化という言葉も最近出ているわけでありますが、そういった形で扱われるようなことがあつたら大変だと。特に、郵便局の土地というのは町中にかなり大きな、例えば駅前などに、東京中央もそうでございますが、ほかのところを見ても駅前

に大きな土地を持っていたりするわけでありまして、そういうものが民営化が推進されていく中で、余り地元のことも考えずというようなことで特定の人たちに売りさばかれるとかいうようなことがあつては、これはもう大変なことだと。まさかそんなことはお考えにならないと思ひますけれども、土地、建物等の今後の売却について何か基本方針のようなものを持っておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○参考人(西川善文君) お答え申し上げます。

不用となりました土地、建物を売却する場合は、原則として競争により売却することといたしております。今後、土地、建物を売却する場合は、例えば地元自治体等に対しても適切に対応することを心掛けてまいりたいと考えております。

そして、今回の譲渡案に關しまして総務大臣からいろいろ御指摘をいただいておりますので、私どもの方といたしましても、弁護士、公認会計士、それから不動産鑑定士等、外部の専門家に頼ります不動産の処分等に関する検討委員会を立ち上げたいと考えてまして、今人選を進めておるところでございます。ここでもいろいろとディスカッションさせていただき、そして御意見をちょうだいして、そしてそこで固まつた方針に基づきまして今後実行をしまひたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○長谷川憲正君 そういった専門家の人たちからいろんな話を聞いてきちんとしたルールをつくつていかなければならないのは当然のことでありまして、遅きに失したというふうに思ひますが、それが適切かどうかはまた我々も判断いたしますし、総務大臣も御判断になるといふふうに思ひますが、是非、公共重視といひますか、特に地方自治体です

ね、地元を大事にするといふことを加えていただきたいといふふうに思つております。

それから、もう一つお伺いいたしますが、転売なんですけれども、今回はこれは何らかの条件が付いてたかと思ひますが、どんな条件でございましょうか。

○参考人(佐々木英治君) 今回、転売というか、譲渡後二年間につきましては当方の承諾なくして転売することは禁じている、そういう条項を契約書の中に入れております。

○長谷川憲正君 これも衆議院の議論の中で既にいっぱい転売された例というのが出ていますよね。ですから、これは今までに売られたものごとでありまして、これは今までの売られたものごとでありまして、やはりきちんとした、私は適切な条件を付けていくべきだといふふうに思ひます。

国有財産の売却の場合には、十年は転売してはいけないといふことになってますよね。皆さん方、国有財産では既になつたわけでありまして、けれども、公共の事業でありますし、国が一〇〇%株持つてゐるわけですから、やっぱり厳しい転売についての条件を付けていかれるべきであらうといふふうに思つております。

いろんなことを申し上げましたけれども、私は、やはり皆さん方、きつきも申し上げましたけれども、国民の財産を預かっているんだという観点で仕事をなさることが何よりも大事だといふふうに思つておりました、今回マスコミの注目を浴びているのもそういう視点が欠如している、そこ

に一番の皆さん方不信を感じておられるんだらうといふふうに思ひますので、これから、これは民主党と社会民主党と我々国民新党三党でかんぽの宿等疑惑追及プロジェクトチームというのを立ち上げておりますので、今回の問題については引き続き詳細に中身の分析をして追及をしていきたいといふふうに思つております。

お伺いをしたいと思います。今日は、民営化推進室、政府のですね、おいでをいただいていると思ひますけれども、この日本郵政、特にかんぽの宿、それから郵便貯金の施設もそうでございますが、五年以内にこれを廃止あるいは譲渡しなきゃならぬという条項が日本郵政株式会社法の附則の二条に書いてありますよね。しかも非常に分かりにくい形で書いてあります。で、一遍読んだだけでは普通の人は理解できないと思ひますが、なぜ附則に入つてゐるんですか、本体に入らないで。

○政府参考人(振角秀行君) それでは、私の方からお答えさせていただきますと思ひます。

先生御指摘のように、日本郵政株式会社法附則第二条に、いわゆるかんぽの宿等については、平成二十四年九月三十日までの間に譲渡又は廃止するとし、それまでの間、これらの施設の管理、運営をするとしておるところでございます。

この条文の趣旨でございますが、これは、郵政民営化により新たに設立されます日本郵政を始めとする承継会社等は、健全な経営を確保するため、それぞれの中核業務に特化することとし、かんぽの宿等については譲渡又は廃止することとしたものであります。

なお、日本郵政によるかんぽの宿等の承継はそれは暫定的なものであり、かつ譲渡、廃止が業務の特例として時限的に行われるものから同法の附則といふふうの規定されたところでございます。

○長谷川憲正君 どうも私は意図的なものを感じてしようがないんですよ。日本郵政株式会社法といふのは全条文を見ても二十三条しかない、大変短い法律ですよ。しかも、雑則の部分を除きまして十三条しかない。それをわざわざ附則の中にこんな大事なものを入れ込んで、しかも、これを読むと本当にこんな大事なこと書いてあつたのかと後でびっくりするような書き方になつてゐるわけでありまして、当時、国会でもこの問題がきちんと議論されたという記憶はございませんし、非常に残念なことだつたなと。これもいづれまた

取り上げて議論をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

それから、なぜ五年という短い期間に設定をされたんでしょうか。この前、貯金銀行とかんぽ生命保険会社の株の凍結を議論したときに、もうこれは参議院では早くに通つて衆議院で一年間たなざらしにされておりましたが、昨年の十二月に議論されました。そのときに、こんな時期にやるやつのないというふうなことを総理もおっしゃいましたし、大臣もおっしゃったと思います。西川社長も、今は株価が非常に下がっているから売らないというふうにおっしゃった。不動産も同様だと思ふんですね。こんな下がっているときにわざわざ売りに出すのは、私はもう、ほかという言葉は使いたくないですけども、不適当だと思ふんです。

そういうときに、言い逃れとして、いや、五年というその枠を付けられているからだというふうに見えるわけですが、私はそう思いませんが、なぜ五年に限られたんですか。

○政府参考人(振角秀行君) 今お尋ねの五年でございませうけれども、これは御存じかと思ひますけれども、年金福祉施設なんかについても同じように譲渡することになっておりまして、これについても五年ということでごさいます。基本的にはこういう民間と競合するような公的施設につきましては五年で処分するというふうに従来からなつておるといふことを勘案しまして、法制局と協議しまして五年間としたものでございませう。

○長谷川憲正君 全く血が通つていないんですね。ですから、いろいろな状況の中で、これは本当に国民の財産と言つていいものですから、適切な価格で処分をされていくようなことを最低限私は考えるべきであつたというふうに思ひまして、誠に残念に思つております。

それにしても、今回のこの一連の作業、メルリンチへの契約を決める前にまずアドバイザー契約をするというふうなことで一連の作業を始められたのが、民営化、一昨年の十月になつてすぐ

です。すなわち、そういうことを見ても、どうも今回のことは、この五年ということもありますが、民営化の最初からこれは早く売ろう早く売ろうということが経営者の皆さん方の頭にあつたというふうな思ひが得ないわけ、業務が非常に混乱をして、全国的に利用者の人たちから、郵便局はどうしたんだという批判がいっぱい出ている時期にこういうことがそもそもの手をつけられたというところに私はもう非常に不信を感じるところでございませう。先ほど申し上げたように、この問題は別途また追及委員会等でもやつていきたいというふうな思ひでございませう。

そこで、長々とお話をさせていただきまして、ずっと大臣には黙つて聞いていたんですが、昨日ごろ熱弁を振るわれる大臣に大変失礼なことを申し上げたと思ひますが、大臣、こういう一連のこと、これはもちろん納得がいかなければ認めないというふうにおっしゃつておられるわけですから、そのことはもう大臣にお任せをしまして、先ほどの五年の話も私は適切な書き方に変えるべきだというふうにも思ひますし、ましてや貯金と保険の会社が十年で株が全部売却をされなければいけない。

私は、総理がこのところ民営化に関連をしていろいろなことを言つておられます、その発言が変わつたとか変わらないとか、いいとか悪いとかという話は別にしまして、この法律には重大な欠陥があると、今度の民営化には物すごい大きな欠陥がある。

それは何かというと、郵便貯金銀行と簡易保険のこの二つの会社の株を十年以内に一株残らず処分しなければいけないというふうに書いてある。そうなりますと、完全に民間の支配する会社になりますから郵便局から出ていつてしまふ。確実に出ていくわけですよ。したがつて、これでは郵便局が成り立たないから、そこをこの見直しをきちんとなさなければこういう民営化は成功しないのじゃないかというのが当初からの我々の見方であつたわけでありまして、その問題点は何ら解決

をされてないわけですよ。大臣、三年後の見直しがある、すぐ目の前に来ておるわけですが、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 長谷川先生は大変紳士であられて、言葉遣いも柔らかく質問をされておられました。先生がおっしゃりたいことは大体九五％ぐらいは私の心に響くものであつたと思ひます。

会社側からの答弁を聞いておりますと、まずまず疑念は深まるという思ひ。正直言つて、この参議院の総務委員会、質問によつてこの灰色の雲がすつと晴れていけばいいんですけど、逆に雲の色が黒っぽくなつてくるような、正直言つてそういう印象を受けます。

例えばメルリンチの話がありましたけれども、先生、成功報酬等も含まれた冊子を御覧になつておっしゃつていましたけど、私が会社になつておつしやつていましたけど、私が会社になつておつしやつていましたけど、一月一千万である、随分高いなと思ひましたけど、あと、実費相当額。成功報酬があるけれども、協議中となつておる。ところが、恐らく先生がお持ちの資料、私も手に入れたばかりでございませう、成功報酬は売却価格の一・四％。百九億だとしますと一・五二六億円になるんですが、その金額が六億円より少なくなつたら六億円にするというんですから、成功報酬は六億円は固いと。私が質問したときにはそういう答えなんか何もくれない。そうすると、一体どこまで隠そうとしておられるのかという、正直言つて疑念の黒雲がわくんです。

そうなつてきますと、私は、会社分割のお話も先生随分されましたけれども、会社分割で営業譲渡だからというふうにおっしゃるが、皆様方は株式売買の凍結ということを主張されておられることはよく分かつております。ホールディングスの下に四つ会社があつて、これはゆうちょ銀行、かんぽ生命、十年以内に全部売れと、あとの局会社、事業会社は別だと、こういう扱いになつております。だけれども、会社分割したら五つ目が

ぶら下がるような話じゃないのかと、私にはそう見えてしょうがない。だから、会社分割というのは重大な変更だから総務大臣の認可が必要となるんだし、私は認可しないと申し上げておるわけですよ。

ですから、そういうふうなことを考えて、じゃ、三年ごとの見直しというのは、三年ごとというのは今年の三月三十一日のことを意味しますから、民営化委員会がどういう意見を出してこられるか誠に注目するところでありませう。また、実際には我々が皆様方とも相談して決めて行動しなければならぬ部分があるわけでございます。五年という期間のことが私にはまだ十分理解できておりません。つまり、あと三年半はあるわけですが、五年というところについても当然、見直すべき範囲は、私は国営に戻すということ以外は全部見直していい。

郵政という非常に、明治以来、前島密以来のすばらしい郵政文明を壊してはいけないという観点から、すべてを見直すということであるならば、この五年という期間の妥当性についても見直しの範囲内であることは間違いないと考えております。

○長谷川憲正君 時間が参りましたので終わりますけれども、大臣、今回の件、やはり国民の不信を残したまま物事が終局するようなことになつてはいけないと、大臣のお役目は非常に重大だと思ひますので、私たちも期待をしておりますので、頑張つていただきますようによろしくお願いいたします。

終わります。

○武内則男君 民主党・新緑風会・国民新・日本の武内則男です。

質問に入る前に、ある方から私、大臣のことを称して平成の遠山の金さんに見えるというふうにお言葉を聞いてまいりました。我々としても本当に、この入札の不透明さを含め、私の出身である高知県も伊野とかんぽの宿がございませう。簿価で四千万という表示がされておりますが、しつ

かり地域に何もお話はございませんし、地域で育ててきたその歴史というものをきつとやっぱり継承していく、そのことが全体の中で担保されていらないということにも大きな危惧を持っておりますので、是非、大変だとは思いますが、御奮闘を心からお願いを申し上げたいというふうに思います。

それで、天下の愚策というふうに言われております、もう本当に耳にたこができるほどお聞きになられたかと思いますが、定額給付金に関して、今日はこの一点に絞って御質問をしたいというふうに思っています。私は、予算が成立をして、ここに来てもなお七割以上の国民の皆さんが、ちよつと待つて、私たちの税金の使われ方、本当におかしいですか、もつと本当に有効に、そして的確な判断というものはあつていいんじゃないのかという思いを強く国民の皆さんが持たれていすることに本当に頭が下がる思いであります。そこで、少し基本的なことも含めまして御質問をしたいというふうに思います。

最初に、事業の最終責任について伺います。政府は、今回提案をした定額給付金の法的根拠に、特別な必要があると認めたときに地方財政法第十六条に基づき補助金を交付することができるという統一見解を示されたというふうに思います。が、衆議院の議論においても、じゃ、これが国策なのか、自治事務としたものの、企画立案は国がやるものですか、お金も国が出すものですか、いわゆる最終責任が政府にあるのか、あるいは地方自治体にあるのか、明確な答弁はなかったというふうに承知をしております。

そこで、補正予算書を見ますと定額給付金給付事業助成というふうに書かれています。私、根が正直なものですからそのまま素直に読みますと、市町村が実施する定額給付金給付事業を国が助成をするというふうに受け取れます。そうすると、実施主体は自治体ですから、この事業のいわゆる実施における最終責任は自治体にあるというふうに政府は考えているという理解でよろしいんで

しょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) そのとおりでございます。つまり、今回の定額給付金は、自治事務でございますが、国が十分の十という形で補助金を支出いたします。もちろん、給付事務は実施主体である市町村が責任を負うこととなります。ただ、制度の根幹部分について国が定めていくというそういう形でございまして、できる限りシンプルな仕組みを構築するように私は指示してきたところでございますけれども、責任はどこにあるかというところであれば、実施主体である市町村が責任を持つ、あるいは取るということになります。

これは、補助金が出ておりまして、一般に、法定受託事務の場合は別であつたとしても、自治事務の場合は実施する主体である市町村あるいは都道府県が責任を持つ。例えば高校以下の私学助成がありますね、幼稚園から高校まで。私も文部大臣のときに随分この問題をやりましたけれども、これは本当の一部しか文部科学省は出せない。あとは一般財源化されております。しかし、これは実施するのが都道府県でございますから、ある程度凸凹が出てしまうんですね、実際の給付のやり方は。やっぱり豊かなところは多めに出すし、財政が厳しいところは少なくなる。この場合も、国が補助金を出しておりますけれども、責任は実施主体である都道府県が負う。こういうことで、決して特異な例ではないと存じます。

○武内則男君 いまだに郵政の売却と一緒ですつきりしません。国のいわゆる国策でありながら自治事務とした、法定事務になかったということがいさそもの根幹にあるんだらうというふうに思います。

私も二十五五年五月自治体にいました。四十三で自治体退職しましたが、振り返ってみると、本当にこんな事業、国から持つてこられて、やりたくないというのが正直な思いです。とてもモチベーションも上がらない。やるために新しく対策本部はつくらなければならぬ、最後の責任は負わされる。自治事務であれば、自分たちが決めて

やることですから責任は負います。けど、自分たちが決めたことではない、国が決めたことを代わりにやらす。これは本当に職員の士気も上がりませんし、この制度そのものの良しあしも、先ほど冒頭言ったように、そういう評価がある。本当にやっぱり自治体にとつてみたら、やりたくない十分の十の補助事業だというふうに言わざるを得ません。

そこで、ちよつと法案の可否による費用負担のところを少し、一点お聞きします。

二月一日を基準日にして、住民基本台帳に基づいて給付の対象をやるわけですが、根幹となる情報関連のシステム分析や調査というものをスタートをさせる必要がございますね。二月一日から二週間ですから、十四、五日になろうかと思うんですが、データ設計の前提条件にこれになるわけですが、多くの自治体では、当該システムの運用を委託をしているＩＴメーカーにシステムの事前分析というものをきちつとやっぱり委託をしないと、この事業が、いわゆる元々の一番根幹になる制度設計の部分ですから、スムーズにスタートできないわけなんです。この委託は当然有料です。自治体独自でやっているとこらなんてありませんから、ほとんど。

聞くところによると、年度内支給ということに既に御指導もされているというふうに私伺っているんですが、まともな設計もできていない、走りながら問題点を修正をしていく、そして頻繁に自治体からの問い合わせがある。そうした制度を実施するのには、実際、年度内支給ということを自治体に対して発信をしている事実があるのかないのか。

あわせて、今参議院で審議をしているこの予算執行の財源となる法案が成立しなかったときに、この費用は、いわゆる事前で全部やつてきていますからやらざるを得ませんので、その費用は国又は自治体どちらが負担するのか、お答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 専門家より案外私の方

が正確かもしれませんから。

一月二十八日付けの事務次官通知で、定額給付金事業の実施についてということで、年度内の給付開始を目指して早急に必要な補正予算を編成し準備を進めるようお願いをしました。そして既に予算の議決をしたところが幾つかございまして、そして事務費については、もちろん補助金交付要綱は事業費と事務費と既に両方出しておりまして、第一号があつたと。私、たしか参議院の本会議で今日辺りと、あるいは明日辺りというふうに申し上げましたが、昨日一自治体あつたようでございます。

そのように、できる限りスピードアップしてもらいたいと思つてお願いをしております。先生の御質問の部分であるかどうか分かりませんが、昨年十月三十日に生活対策というのを決めて、ここで総理の方から定額給付金の構想が出て以来、それに対して自治体が、例えばシステムはどうしよう、給付リストをどう作ろう、そうした準備で使つたお金はすべて事務費の補助対象とするというようにいたしております。

現在は、もちろん財源法案が通つておりませんから、どこまで準備万端整つておりまして定額給付金を支給することはできないというのが私どもの解釈でございます。ですが、政府・与党の固い決意等も伺つておりますから、財源法案が成立するのには確実であるという見通しの下で準備を進めていただいております。

仮に今先生御指摘のような形で財源法案が成立しないという場合は、これはそういう意味では、私が今申し上げてきたような事情で準備を進めていただいている以上は、それは国庫から支出した補助金はそのまま、つまり国の責任においてお支払いをしたままということで、何も返してくれということとはこれは絶対あり得ない、理に通らないこととなつてまいります。

○武内則男君 済みません、シンプルにお答えしていただけるように極力絞つてお聞きをしていま

すので、時間の都合がありますので、是非よろしく願います。

確認だけさせていただきます。いわゆる十月三十日以降の分について、事前準備も含めて、執行している事務費については、いわゆるこの法案が成立する可否にかかわらず、いわゆる否決をされたとしてもその費用についてはきちつと国が負担するというものでいいですね。

○国務大臣(鳩山邦夫君) そのとおりです。

○武内則男君 済みません、時間がなくなつたので、三番目の通告してあつた質問はちよつと省かせていただきたいと思います。

次に、本人確認の問題です。事前のレクで大体明らかにしていただいたんですが、例えば運転免許証とかいろいろなことで確認をしていくというふうにおっしゃっていますが、郵送とかそういういろいろなことでカバールし切れないいわゆる本人確認というのがたくさん想定をされます。そうしたときに、いろいろなケースが生れたり、あるいは家族の実情によつて第三者あるいは家族の人たちがいわゆる代理申請ということでおいでになつたとき、これを認めるのか。また、認めるとするのであればどこまで認めるのか、検討されている内容についてお答えをしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(岡崎浩巳君) お答え申し上げます。

本人の確認でございますが、この事務以外に、例えば住民票の写しを請求するといふときに同じように本人確認をしておりますので、本人確認のやり方につきましてはそうしたものの例に準じて行えば混乱が少ないと思つております。

なお、認めるかどうかにつきましては、一定の範囲内での代理申請ないし受給というのは可能にする方向で検討しております。今早急に詰めておりますけれども、その場合も、代理人による住民票の写しの請求のような形で、例えば委任状の提出等の本人確認は要るんであらうと思つております。

いずれにしても、どの範囲、同じ世帯内の人であれば可能と思いますが、それ以外どこまで代理申請を上げるかということも早急に詰めて、できるだけ早く市町村にお示ししたいと思つております。

○武内則男君 次に、そうしたら、分かります、辞退の決定をどの段階でしりたいのか。いわゆる給付金の通知を出します。到達をしているはずなのに返事がなく、これに対してどう対応するか。通常、自治事務であれば、議会の議決を経て自治体が住民のための事務としてやりますから、少なくとも一軒一軒電話をするなり手紙を出すなりそういう方法を取つて、それでも返事がない場合、訪問をして、確認をして、それでもないというところで、例えば分かりましたというふうな、そういう行政サービスをするわけですが、今回そうしたいいわゆる申請の時期を過ぎた段階でもう辞退したというふうになすのかどうか、どこまで手を尽くそうと考へているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(岡崎浩巳君) 十年前の地域振興券のときもそうであつたんですが、申請をいただいで、それに対して給付をするというのが基本でございます。したがつて、今のお話のように、もちろん通知で連絡をするわけですが、それに対して申請がなかった場合には市町村は基本的に給付を行えないわけでございます。

そのときに、今御指摘のように、どこまで追つかけるか、それは個別なものではなくて、例えば町内会のルートで連絡をし直すとか、あるいは広報等を使うとか、様々な方法で周知をして、その上で申請があつたものについて対応すれば国としてはそれでよろしいというふうな補助金の仕組みにいたしております。だから、どの辺までやるかは市町村のかなり考へ方にもよると思ひます。

○武内則男君 総務省から給付金の事務フロー図が示されました。その五番目に給付リストの作成という、もう既にこれは手前に入つてきています。これから補正予算組んで、そして実施要項を

作つて、それで議会の議決を経て、三月の下旬ぐらいに発送作業に入る。一番人が動くときです。これ、自治体大混乱になりますよ。そのことに対してきちつと国が責任持つてフォローする体制をつくらないと、その混乱の責任までも自治体が取れということですから、とんでもない事態が想定されるということについては申し上げておきますので、是非心しておいていただきたいというふうに思ひます。

最後に、二十分という時間で制度についてお伺いをしました。どんな制度でも一〇〇%完璧なものはありません。それは私も二十五年行政にいて経験をさせていただきました。それでも、やる制度の目的と軸というものがしつかりしていれば、多分常識的な範囲で十分国民に対する対応というものも可能であるし、理解を得ることも可能でした。

しかし、今回の定額給付金制度は、冒頭言つたように、いろいろな面でも余りにも粗末。ですから、政策としての大義がない。だから、国民にも大変評判が悪い。これこのまま実施すると、公に対する市民の不信感の増幅にもつながりかねないんですよ。でしよう。物すごい文句が来ますよ、対応のまずさなんかも。けど、自分たちで決めてやつているんじゃないから、本当に何をやつているか分からないという状況になってきます。逆に、本当に公に対する、行政に対する、国、地方の行政に対する国民の不信を増幅させるだけになつていきます。

今からでも私は遅くないと思ひます。三年たつて、あのとき私は反対だつたんだというふうに言つたりとか、これを実施して、実施はしてみても二兆円も使つたのに大した効果もなかったなと言つて後悔するよりは、是非大臣、自治体、住民の命と暮らしを守る、その、総務省の大臣として、是非撤回の御英断をお願いをして、御答弁を求めたいと思ひます。

○委員長(内藤正光君) 鳩山総務大臣。なお、持ち時間は十三分までですので、念頭に

置いて御答弁願ひます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私がそれを決める権限があるとは思つておりませんが、私はこの定額給付金を実際に給付された段階で理解を得られるものと思つておりまして、それはもう意味内容については前から何度も答弁しておりますから申し上げませんが、例えばアメリカでも同じような、やり方はそれぞれ違ひますが、このようにお金を配るという仕組みがある、やつております。これ、二兆円というのはGDPの〇・四%ですが、アメリカでは〇・八%分、オーストラリアも〇・八%分、台湾が〇・六%分やつておりまして、大変好評でございますので、これは是非国民に理解をしていただいで、これが消費の増大に大いに役に立つというふうな形で、皆さんがにこにこ給付金としてこれを受け取つてにこにこ使つていただく、そういう形にこれからなつていくことを心から期待をいたしております、残念ながら最後の御質問の御期待にはこたへることはできません。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。私からも日本郵政グループの資産売却問題について質問をいたします。

まず初めに、日本郵政グループの保有する土地、建物などの不動産にはどういふ種類の物件があるのか、どういふときに処分、売却するのか、御説明いただけますか。

○参考人(寺崎由起君) 日本郵政株式会社の保有する資産には、事業の用に使う例えば郵便局等の資産、それから職員の住宅の資産、それから当御議論されておりますかんぽの宿、貯金関係の宿泊施設関係、それから病院関係、こういったような主に資産がございます。

日本郵政公社の時代には、事業の廃止等で未利用となりまして、今後もしないとしたら不動産について、公社といたしまして不用と決定して、一般的な不動産取引として売却しております。不動産の売却に当たりましては、専門業者に委託しまして売却物件の市場性、地域性、個別性

等を勘案して、売却物件ごとに売却方法を検討して売却しております。

以上でございます。

○山下芳生君 これまでどんな物件が売却されたか、日本郵政株式会社からその一覧表をいただきまして、それによりまして、平成十六年の七月から平成二十年の十二月までに六百三十四もの物件が売却されております。しかし、このいただいた資料には取得時の費用が記載されておられません。これでは国民の財産が適正に処分されたのかどうか分からないと思うんですが、ちゃんと取得時の費用を出していただけますか。

○参考人(寺崎由起君) ただいまここに持ち合わせておりませんが、提出いたします。

○山下芳生君 出していただくということであります。それから、不動産売却は平成十五年の四月に日本郵政公社になって以降のものなんですね。それ以前の旧郵政省時代、総務省時代にはこうした不動産の処分、売却はあったんですか。

○参考人(寺崎由起君) 公社化以前にも不用になつた資産につきましては個別に売却をしております。○山下芳生君 その具体的な一覧表出していただけますか。

○参考人(寺崎由起君) お出しいたします。

○山下芳生君 概数でもいいですから、どのぐらい売却されたのか。それ売却ですか、廃止じゃなくて。確認したいと思います。

○参考人(寺崎由起君) 廃止した後に売却しております。

○山下芳生君 どのぐらいの数あるか、概数、概算でもいいですけども、分かりますか。

○参考人(寺崎由起君) これは全施設についての御質問でございませうか。

○山下芳生君 そうです。

豆大島、平成十三年度に和倉の二施設を廃止をいたしております。廃止の理由につきましては、採算や地元との関係ということであったと承知しております。廃止後の施設につきましては、両施設とも地元の自治体の方に売却をしております。以上でございます。

○山下芳生君 また資料をいただいた上で検討したいと思うんですが、旧郵政省時代は、私は国民の財産というのはしっかり保持されるという形になっていったんだと思います。それが公社になり民営化に向かう中で四年半で六百三十四、ほとんど売却されるようになった。こういう事実をまず確認したかったわけです。また資料に基づいて質問を続けたいと思います。

次に、かんぼの宿について伺いたいと思いますけれども、国民の多くは二千四百億円で取得した七十九施設がどうして百九億円で売却されたのか、その売却先がなぜオリックス不動産なのか、ここに疑問を感じているのだと思います。

今日は激安になったからくりについて聞きたいと思いますが、日本郵政の説明によりまして、郵政公社が承継した平成十五年四月一日時点でかんぼの宿など七十九施設の簿価は一千七百二十六億円でした。それが郵政公社が承継した平成十九年十月一日時点では百二十六億円になっております。一千七百二十六億円が百二十六億円、四年半で十分の一以下に激減したわけですが、なぜこんなことになるのでしょうか。

○参考人(佐々木英治君) 旧郵政公社では、減損会計が導入されました平成十七年度決算から減損会計の適用が義務付けられております。

それで、先生御案内かと思いますが、減損会計とは、固定資産の収益性の低下や時価が下落して投資額の回収が見込めなくなった場合におきまして、その回収不能分を損失として反映させる会計処理でございます。具体的な適用方法といたしましては、その資産に係る損益又はキャッシュフローが継続してマイナスとなる場合や資産を売却

する場合等、減損の兆候があるものとして、不動産の鑑定評価等に基づきまして帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに減損損失を計上することとなります。

こういう減損損失の計上を含めた決算の結果につきましては、監査法人による適正意見を取得しているものでございます。

○山下芳生君 かんぼの宿は赤字で、将来の見通しが不利と判断されて毎年減損損失というものが大きくなったのかもしませんが、私は会計学の専門家の方に伺いますと、担当する公認会計士がどう評価するかによって減損損失というのはいくら変わってくるんだと、こうおっしゃるんですね。

そこで、伺いますけれども、かんぼの宿の不動産鑑定評価の委託先はどのように選定されたのでしょうか。

○参考人(寺崎由起君) 基本的に、エリア別に種類も含めましてグループに分けてまして、それぞれ経験のある鑑定の法人に、基本的に競争入札で委託いたしております。

○山下芳生君 また、その資料もいただきましたので、引き続きこれは追及したいと思っております。

それから、減損評価で激安になったかんぼの宿の土地、建物ですけれども、仮に譲渡先に決まつた事業者が、例えばそれを更地にして高層マンションを建てるとかミニゴルフなどレジャー施設にするなど、別の用途にして使用すれば資産としての評価は変わると思います。だとすると資産価値は想定していないのでしょうか。

○参考人(寺崎由起君) 個別の物件につきましてもるもろの規制がある場合もございます。また、他の用途に、通例、転用しても採算が合わないという場所にある場合がどうございまして、あつた宿泊施設として運営することが主な評価となつてきております。

ただ、個別物件につきましてはもろもろの違う側面もあるかと思いますが、大方は宿泊施設として活用するのが一番有効であるという鑑定評価であつたと承知しております。

○山下芳生君 今は凍結されておりますけれども、オリックス不動産との契約の中にどういう転売をしてはならないという担保があつたんですか。

○参考人(佐々木英治君) オリックスとの譲渡契約書には、二年間は当方の承諾なく転売することを禁じる条項が入っております。

○山下芳生君 ということは、二年たてば売主、つまり日本郵政の承諾なく譲渡、転売できるということですね。確認です。

○参考人(佐々木英治君) 契約上はそうなっておりますが、私ども、今回のデイルといいますが譲渡の交渉をするに際して、オリックスさんの投資の、今後の事業展開の計画等を入念に検討いたしましたして、事業を継続していただけたという心証を得たところでございます。

○山下芳生君 契約では、二年たてば譲渡、転売できるということになっているということをお認めになりました。これは非常に問題だと思っております。

私は、そもそもなぜ国民の財産であるかんぼの宿を売却しなければならないのか。これはさつき言つたような老朽化した施設ではありませぬ。なぜかんぼの宿、売却の対象になつてゐるんですか。

○参考人(佐々木英治君) これは先ほど長谷川先生の議論のときにもあつたかと思いますが、日本郵政株式会社法の附則二条によりまして、私ども五年以内に譲渡若しくは廃止をしなければならぬことが義務付けられておまして、それによりまして、私どもとしては、赤字施設でもありますので、できるだけ早く処分をするということ、それから、私どもの思いとしては、宿泊事業部門の職員がいつまでもどうなるんだらうという不安な不安を持たないようにできるだけ方向性をはつきり出したということで、譲渡の手続を早く進めてきたということでございます。

○山下芳生君 一つ疑問が私あるんですが、民営化で四分社化する際に、かんぽの宿を郵便保険会社、かんぽ生命のものではなくて、持ち株会社たる日本郵政株式会社のものにしたのはなぜかという疑問なんです。だって、元々は簡易保険の健康増進施設だったんですよ。それがなぜ四分社化されたときに切り離されちゃったのか。

これ、当時の郵政民営化準備室で決められたことだと思いますので、現在の郵政民営化推進室、説明してください。

○政府参考人(振角秀行君) お答えいたしたいと思います。

今先生御指摘のように、かんぽの宿等は日本郵政が承継するという形になっております。

このような取扱いとしましたのは、第一に、かんぽ生命保険、承継会社の一つでありますかんぽ生命保険では保険業法の適用を受けることになっておりまして、その保険業法上では宿泊事業を行うことは認められていないため承継ができないというところに一つはなっております。第二に、かんぽの宿等の譲渡又は廃止まで保有、運営することに伴い生じることが見込まれる損失の処理や雇用問題を解消する必要があると考えられてまして、これらにつきましてはグループ全体で対処する必要があると考えられることから、各社からの配当収入を得、グループ全体の経営管理を行う日本郵政が承継することが適当と考えられたということで、法制局と協議してそうだったということでございます。

○山下芳生君 保険業法のことを言われましたけれども、私、保険業法を調べました。保険会社が子会社をつくって、健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務を行うことは、保険業法施行規則でも認められております。これは単純な宿泊施設じゃないんですよ、健康増進施設なんです。保険業法でも、保険会社がそういうことを業務として子会社をつくって運用することは認められているんです。何

でわざわざ単なるホテル業にみなすんですか。それから、郵政グループ全体で見るということでしたけれども、平成二十一年三月中旬の中間決算を見ますと、日本郵政グループは経常利益は四千二百二十五億円です。かんぽ生命保険も一千六十三億円の経常利益です。これ年間赤字が四十億円程度だったから十分グループ全体で吸収できるじゃないですか。何でそれをわざわざ売却するように切り離すのか理解できません。

もう一度説明してください。だれが決めたんですか。

○政府参考人(振角秀行君) 当時の、これは衆議院の予算委員会でも同じような質疑がございました、先生も御承知かと思いますが、当時、竹中さんが民営化担当大臣でございまして、竹中大臣の監督下におきまして、郵政民営化準備室において法制化を進めたということとございまして、竹中さんと相談しながらやっていたということでございまして、竹中さんを中心とした判断としましては、このようなかんぽの宿というのは本来のコア業務ではないということで、資産を処分して撤退すべきだという判断をされたというふうに聞いております。

○山下芳生君 竹中さんが三年前に書かれた「構造改革の真実」という本を私も読みました。「メルパルクホールや簡保の宿など、本来の仕事つまりコア業務ではない(したがって競争力もない)ものは、資産を処分して撤退するべきだと判断した。」「準備室の幹部に言われたことだが、大臣が法案作成にこれだけ直接かつ詳細に係わったのは前代未聞のことだったようだ。」と。まさにここに今回の問題の震源地があるわけですね。

委員長、私は、竹中平蔵氏を当委員会に参考人として招致することを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長(内藤正光君) 山下芳生君の申出については、後刻、理事会、理事懇にて諮りたいと思います。

○山下芳生君 こういう仕組みを竹中さんが指示

してつくった、それが実は郵政民営化法で決められたんですね。大臣は今いろいろこの問題、指摘をされて、社会的な関心をお呼びになったという役割を果たしておられますけれども、実はその大臣御自身も郵政民営化法には賛成されております。今振り返って、そのことをどう思われますか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私は、郵政民営化法、郵政民営化ということについて賛成すべきものか反対すべきものか非常に悩んでおりました。

というのは、一大行政改革としてはこれは大いに意味がある、あるいは官から民へという流れ、これは今皮肉にも官から民へ不当に金が流れたんじゃないかという話になってしまったわけですが、当時は、官業から民業へというそうした事柄でその意義は大きい。

しかし、私は当時から、郵政という一つの日本独特の、何も外国をまねする必要はない、文化、特定局長さんたちが地域の心の共同体の中心にいて、絶対の信頼というものがそれは郵政にも簡保にもある、郵便配達だって、まれにはあるかもしれないけれども、絶対確実だというふうに思われていた、今の事業会社ですね、局会社もそう。そうした郵政文化が崩れなければいいが、そればかり考えておって、実際郵政民営化担当大臣になつてみると、やっぱり心の共同体が、あの中心にいた局長さんたちの立場が、例えば集荷ができない、自分で簡保や郵貯の金を集めることができない、直接ですね、そういうことでこれは相当見直さなくちゃいかぬなというふうな今気持ちになつております。

それから、私は、先ほどの長谷川憲正先生のお話も今のお話も聞いておまして、私も確かめていかなきゃいけないんですが、西川社長と初めて会ったときに、雇用の問題が大事だったということをおっしゃった。確かに、現在の給与水準では一年、これから一年は払いますと。二年以降は一般の会社と労働組合の関係に移る。たった一年です。営業継続はたった二年です。それを最初から

二十七社全部に伝えたんだろうなと。二十七社に最初から一年あるいは二年という話が全部伝わっているんだろうなと。それは二十七社が集まったときに、いや、当分数年間は継続してもらいますよと、当分営業は継続していただきますよと言つて恐ろおののかせて、みんなあきらめちゃって、後から残つたら一年でいいですよ、二年でいいですよと言つたら、これはもうぐじやぐじやの全く不当なものになりますから、その辺、私、横に質問できないのでちよつと難しいんですが、私、そんなことを感想として思つておりました。

○山下芳生君 私ども日本共産党は、郵政民営化法案の審議時から、民営化は民間でできない郵便、金融のユニバーサルサービスを崩壊させて、三百四十兆円に上る国民の資産を日米金融資本に明け渡すものだとして批判して、真つ向から反対してまいりました。今その指摘が現実のものとなりつつあるというのを感じます。改めて郵政民営化の抜本的見直しを求めて、質問を終わります。

○参考人(寺崎由起君) 先ほどの答弁につきまして一部修正させていただきたいと思ひます。

先ほど、公社時代及び公社以前の物件の取得価格のリストをお出しすると申し上げましたが、公社時代及び以前に売却した大半が地方の小規模な社宅あるいは古い郵便局等でございます。現在その建設費等の取得価格を出すことは非常に困難でございますので、これを提出することは困難でございます。

○委員長(内藤正光君) いずれにしましても、委員会審議を通じて複数の資料提出が求められましたので、遅滞なく提出するようお願いを申し上げます。

○又市征治君 社民党の又市です。

まず初めに、大臣に簡潔にお聞きをいたします。政府が一〇〇%出資して総務大臣が所管するこの日本郵政株式会社の下で、元々加入者の財産、国民的保養施設として建設をして、年間百二十万人もが利用したこのかんぽの宿等七十九施設が一

括してオリックスに売却しようとしたわけで、これは鳩山大臣の英断もあって、同社もこれを白紙に戻す方向のようですが、日がたつにつれて疑惑がますます増すばかり、こういう状況です。

そこで、一番初めの段階で、大臣はなぜオリックスかと問いただした点を私なりに敷衍して申し上げるならば、オリックスは政商と言われている宮内義彦氏の会社であります、氏は規制改革会議を始め、名称はほとんど変わりましたが、十数年前にわたって政府諮問機関の長であるとか主要メンバー、これをやってきた。数々の規制緩和、民営化政策を内側からリードしてきた、こうしたメンバーでありまして、言うならば民営化ビジネスの典型的なインサイダー、こう言っても過言でないと思います。こういう人の会社が郵政民営化ビジネスの買手となるのは自爾すべきだ、倫理上不適格だ、こういうふうには大臣は言ったというふうに私は理解するんですが、簡潔にお答えくださいます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 基本的にはそういう認識で結構でございます。李下に冠を正さず、瓜田にくつを入れずということは何度も申し上げたのもそういう意味でございます。

とりわけ、公的宿泊施設の早期の廃止、民営化を提言した議長さんが自分で買ったら、それはまさに李下に冠を正さずに反することではないかと思えます。

○又市征治君 それじゃ、西川社長に幾つか伺いしてまいります。

建物は別として、土地の評価はそう大きく減らないだろうと思うんですね。現に皆さんのお手元にお配りをした資料のように、首都圏の住宅、九か所の土地は二〇〇三年に二十九億六千二百万円だったのが、昨年九月の簿価では二十七億八千九百万円ですから、九四・二%、つまりほぼ価額としては変わらない。ところが、同じ首都圏、しかも大宮副都心にあるラフレさいたまの土地は、同じ期間に二十五億四千百万円だったのが六億五千九百万円、約四分の一の二五・九%にダウンを

している。大変これは不自然な話です。仮にこの住宅並みの九四%評価ならば約二十四億円で、十七億円余り高く売れる勘定になる。また、このラフレの建物、つまりホテル及びスポーツ設備はまだ築八年、びかびかです。二百二十億で建てたものが簿価わずか九億円。つまり、五・一%というのは、これはだれも納得できない、鳩山大臣は答えているけど。

そこで、鑑定は全国を三地区に区分をして各々一社に依頼されたという説明されているわけけれども、高く売るためには複数の鑑定会社に再鑑定させるべきだったんじゃないんですか。また、少なくともこの鑑定の方法も三つある。そういう中で、最も高く売れる、こういう中身等も公表すべきだったんじゃないんですか。まずこの点をお伺いします。

○参考人(藤本栄助君) 今のお話でございましてラフレさいたまの評価が低過ぎるのではないかとこの点について、まず不動産鑑定士による客観的な鑑定評価をいただいているわけでございます。適正な水準の評価と思っております。それからなお、ラフレさいたまにつきましては赤字施設でありますから、その点を勘案して低評価になっているものと思っております。

さらに、鑑定の仕方についての御質問がございました。この不動産の鑑定評価、平成二十年九月のものでございますが、元々弊社の平成二十年九月の中間決算のために行ったものでございまして、本件の事業譲渡におきましては、簿価等とともに譲渡価額について判断する際の参考資料の一つとさせていただきます。

また、不動産の鑑定評価でございまして、不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準に基づきまして、個々の対象施設の立地でありましてか態様、現況などに応じて、原価法、取引事例法、収益還元法、それを複合的に適用して算定をするものでございます。そのうちの手法が適切というものはございまして、その不動産の土地の立地でございましてか性格に応じて、どの手法をどれだけ

重視するかはそれぞれ変わってくるものでござい

ます。いずれにいたしましても、三つの手法を複合的に勘案して算定されたものというふうに認識いたしております。

○又市征治君 あなた方、いろんなそういう理屈を付けながら、何度も何度もこういう資料を出してくだい出してくだいと、出さないでおいで最後行ったらこういう話だ。例えば土地の価格なんかも全部出してくださいと、出さないで後からだらだらだら出してきて、そして結果的には、いや、正式な鑑定士にやってもらったから、だれも納得しませんよ。今さっき説明したこの中身、どうやってラフレの二百二十億のものが八年たつたら五・一%になんか落ちるんですか。それが考えたってこんなものは、鳩山大臣がそうだと云ったとおりで、だれもこんなもの納得しませんよ。土地の問題だってそう。だから複数でやるべきじゃないかと、こう申し上げているんだ。この問題だけやっていこうとあかんから次に行きま

す。そこで、せんだって、私も社民党としては世田谷レクセンターを視察をしてまいりました。住宅街の中の約七千五百坪、広大な土地です。ね。施設も立派だけれども、敷地の大半はテニスコート、二十一画ある。ここを、そういう意味では商売を続けながら切り売りもこれは可能ですよ。簿価は何度言っても出してこなかった。ようやく分かってきた、六十億円だそう。近くにオリックスのマンションもある。大臣がいみじくも入札もどきと言われたけれども、これ、なぜ最終のコン

ペで外したのか、極めて不自然。これはなぜなのかというのをまず一つお聞きする。そして、これについて、衆議院で我が党の保坂議員の質問では、十一月二十日に最後に残った三社にレクセンターを外すと申し上げたと答弁がされている。これは後からまた間違いだというふうにおっしゃっているようだが、少なくともさっき大臣が言ったように、二十七社、当初の段階か

らみんなこのことも含めてきちつとされるべきだった、外すんなら外すで元へ戻してもう一遍説明をすべきだったんじゃないか。このところは、結局は最後に一社しかやってないんじゃないですか、そのところをお答えください。

○参考人(佐々木英治君) 世田谷レクセンターの関係でございまして、世田谷レクセンターにつきましては、二次提案におきまして当該物件、世田谷レクセンターの物件が適正な評価を得られていないというふうに判断をいたしましたので、一括譲渡の対象外とさせていただきます。

譲渡対象物件に変動があり得るということにつきましては、応募者の皆様にお渡しいたしました入札要項にもその旨記載しておりますので、応募者の皆様からは御理解をいただいているというふうに考えております。

○又市征治君 おかしいじゃないですか。これを、レクセンターを外したのは、さっき言ったように、三社に御案内をいたしました、それは実は、いや、それは最後は二社でした、こういう話じゃないですか。結局は衆議院でのやつは虚偽答弁だ。後から、いや、勘違いでしたといつて済まされる問題じゃない。結局、最終的にオリックスだけが値段を提示をしたわけでしょう。結局入札になつていない。

これ、ずっとあなた方は競争入札だ、競争入札やつたんだとおっしゃってきた。これはもう入札という代物じゃないですよ。国民共有の財産がこんな不明朗な形でたたき売られるということは、だから納得しないし、大きな問題になっているわけでしょう。

西川社長、これ、疑惑深まるばかりですよ。そういう意味では、さっき飛び込んできた話だと、夕刊フジによると、かんば、捜査着手、こんな格好でニュース出しましたよ。検察、警察、着手しましたという話でしょう。どこまで本当か知らぬけれども、これ事実上、もう進退に懸かる責任問題じゃないですか。どうですか、社長の答え。

○参考人(西川善文君) 世田谷レクセンターにつ

きましては、第二次提案におきまして二社がその事業価値の一部といたしまして評価をしてまいりました。この評価が、今、佐々木事務がお答えしましたように、正当な評価を得られてないというふうに判断いたしましたので外したものでございます。

その際に、最終提案を求めるために、世田谷レクセントは外すが、かんぽの宿の部分については極力評価を引き上げていただくようにということをお願いしたわけでございますが、引き上げいただいたのはオリックス不動産だけでございまして、ホテルマネージメントインターナショナルという会社は二次提案そのままが残っておったということでございます。その中にはもちろんレクセントの評価も入っておったということでございます。

○又市征治君 いや、私が言っているのは、少なくとも一番初めに、こうやって途中から外して、一番ぎりぎりのところへ来て、価格が期待するほどの価格でなかった、つまり簿価というならば六十億なのにほとんど見てもえなかつた、だからこれ外したんだ、こういう話だが、だとすれば、一番初めの、いや、もつと言うならば二十二社の段階、この段階だつてむしろ提示し直すべきだったんじゃないかと、こう言っているんです。

問題は、いずれにしてもこういう格好で、そもそも国有財産に等しい土地などの売却というのは、公共性を考慮して地元の自治体やあるいは同様の業界などというものに優先的に打診して当然だけれども、初めから言ってみればこういうものをもう不動産として単に売っていく、こういうやり方を取られている。しかも、現地に聞いてみたら、この現地のヒアリングで世田谷区役所関係者にも聞きましてけれども、一度も世田谷区役所、何の話も聞いていない、こういうことなんですよ。まさにこうした日本郵政の姿勢そのものが今日問われてきているということではないかと思うんです。

そこで、大臣、今の話をお聞きになりながら、どういふふうにお考えになつていいのか、お聞かせをいただきたい。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 日本郵政の方の答弁がちょっと私正確に聞き取れないんですが、世田谷のレクセントについて、オリックス不動産は二十三億六千万であると言った。それに対してB社と言われているところは、世田谷のレクセントは四十三億五千万と言った。ずっと高い評価をした。その評価が何かおかしいと言っておられるのか、何かよく分からないんだけど。

だから、オリックス不動産が世田谷レクセント、二十三億と言つて、そのB社というところは四十三億と言つた。それで、大体価格ではB社の方がオリックスよりちょっと上だった。レクセント外せばオリックスの方がうんと上になりますわな。そういう感想を持つております。

○又市征治君 委員長、この後は大臣とちよつと幾つかやり取りありますが、私は、こうやって聞かれた中でもだんだん疑惑ばかり深まってくるだけと、こういうことでもありますし、今日は、国会対策上、与党の皆さん方は今日質問なさつてないわけで、質問なさりたい方もメンバーたくさんおいでになると思うけれども。

したがつて、これはできたら、改めてこの問題についての集中審議をやつてもらいたい。できるならば視察も含めて委員会としてやつていただくようなお手配をお願いしたいと思います。

○委員長(内藤正光君) 又市征治君の申出についてはしっかり受け止め、後刻理事会、理事懇で諮りたいと思います。

○又市征治君 それじゃ、大臣に違った観点からお伺いをしてまいります。

宮内さんは二〇〇一年の、この「経営論」というこれを書きになつておられるわけですが、この著書の中で、郵便貯金や簡易保険、郵便やかんぽの宿など具体的に名前を挙げて、料金の割に施設が充実しているため、顧客基盤をしっかりと築いています、一介の私企業がかなうはずありません。

ん、つまり民間企業は官営経済との苦戦を強いられているのです、というふうに書いておられて、だからおれに売れ、こういう格好にしか聞こえないわけですよ、これね、この流れからいくと。

このかんぽの宿問題は、郵政民営化全体が小泉・竹中路線による国民の資産の売り飛ばし、利権の供与であつたことの二環と言わざるを得ない。

また、今回の売却スキームは、子会社をつくつて財産を切り売りする予定だつたわけですね。これはもう政府一〇〇%保有の日本郵政株式会社の株式の価値の目減りを許すことと同様のことになつてはないのか、こういう気がしてなりません。

そこで、民営化法の五年以内に売却が廃止という条項は、大臣、これは今こんな状況になつておるときに、取りあえず停止をするか、あるいは国民的な利用又は簡保加入者への還元を含めてじっくり検討し直すべきじゃないか。何であろうと、五年と言つておられる限り、どうであろうとたたき売りということになつてしまふ。このところをどうお考えなのか、お伺いしたい。

○国務大臣(鳩山邦夫君) オリックスという会社や宮内さんという方は立派な方だとは思いますが、ですけれども、先生が今読み上げられた部分、私も読ませていただいたときには比較的似た感想を抱いたことは事実でございます。

先ほど御答弁申し上げましたが、郵政民営化委員会が三年ごとの見直しということの意味は、およそ国有化に戻すということ以外はずべて見直しの対象になるわけで、言わば聖域なき見直しのようなかでございまして、現在このような非常に疑惑を生んでおりますかんぽの宿等、五年以内ということになっておりますが、それがそのままでいいかどうか見直しの対象になると存じます。

○又市征治君 続いて、郵政民営化の立て役者であつた、当時総務大臣の竹中さんが、一月十九日の産経新聞に三千字に及ぶ売却賛成論をお書きに

なつて、見出しには「かんぽの宿は不良債権」と、こう書いてあるわけですね。だから早く売れと言わなければなりませんが、入札に二十七社も集まるほど条件が良い物件というものを無理に不良債権呼ばわりして、むしろオリックスを恩人扱いになつておられるのではないかと驚かれます。

大臣は竹中さんにすぐ反論をされたわけですが、竹中氏も書いておられる中に、諮問会議等に民間人が関与する、それに関係する経済活動がその後できないとなると、民間人はだれも政府の委員会メンバーになどならなくなる、民営化を決めた民間議員は、郵政の株が売却される際、それを購入してはいけなかつたのかと、こういうふうな居丈高におつしやつておられるわけですが、そうすると、この竹中さんの発言の裏を読めば、総理の諮問機関に企業経営者が関与し、それを利用して自社の利益活動をしていい、こういうことになるんじゃないか。自分が売却を決めた郵政の株を自分で買うのも自由だ、こうおつしやつておられることになるんじゃないか。完全な開き直りで、インサイダー利益肯定論だということに思ふけれども、大臣のこの点について御感想をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 今、又市先生御指摘のあつたように、郵政民営化を議論したトヨタの会長は郵政の株は買えない、財政制度審議会で議論にかかわつた人は国債は買えないと発言していましたが、これらは債券の市場があるわけですから、あるいは株式の市場があるわけですから、こういう何か黒い雲が掛かつた、入札が入札でないか、実は随分な雲が、特別のところに巨額の富を移そうとして悪意を持ってやつておられるのか分らないけど、そういうものといわゆる相場があるものとは全く違うというのはいま一つ申し上げたい。それからもう一つは、公職にかかわる領域で仕事をしようとする、公職にかかわつたらやつぱりそういう商売から身を引いてもらいたい。最初から自分は商売の天才だからいろんなことをやつていくんだという方は公職に就かない、最初から公職に就かないという倫理観を持っていたら

と思います。

何よりも申し上げたいのは、私が日本人の過ぎるのかもしれないけれども、かんぽの宿に、日田にも行きましたけど、皆さんお年寄りの方も喜んでおふろに入つて、一杯やつて、それで一万三千八百円、フグのコース食べて一万五千八百円ですよ。私は普通のコースで一万三千八百円。十分楽しめる、そういうところがいっぱいある。それを不良債権だと、そういう何かマネーゲーム感覚で物を言うべきじゃないと思います。

○又市征治君 何か、私以上に興奮して。私がやつているのなら分かるけど。

そこで大臣、笑い事じゃなくて、幾つか郵政に対して大臣から質問が出されている。せんだつて、我が党、民主党、国民新党三者で大臣にも要請に行った。これはやつぱりこの委員会に、当委員会にやり取りは是非御提示をいただきたい。その上で、先ほど申し上げたように、ここで集中をやるならやる、その整理をされる材料だと思いますから、その点をお願いしておきたい。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私が、思い付くままという部分がありました。二十三項目の質問をこちらにして、文書で回答をいただいたものは間もなく皆様方にお配りしたいと思っております。大体が木で鼻をくくつたような答えが書いてあります。

そして、ただ、私が今しておりますのは、日本郵政株式会社法第十五条に基づく報告を求める、あるいは職員をして立入調査をさせることができるという、法十五条に基づいての報告徴求については十六日までにお答えをいただくようにお願いをしてありますので、その答えを見てから判断いたします。

○又市征治君 終わります。

○委員長(内藤正光君) 本日の調査はこの程度にとどめますが、一言申し上げます。

本日の委員会審議を経て、やはり我々のこのかんぽの宿売却にまつわる疑念は払拭されることはなかったと、そのことは強く西川社長以下に申

し上げておきたいと思ひます。

次回は来る十二日木曜日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会をいたします。

午後三時五十分散会

一月二十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、灯油などの高騰から道民の暮らしを守るための福祉灯油制度充実に関する請願(第五五号)

第五五号 平成二十一年一月九日受理

灯油などの高騰から道民の暮らしを守るための福祉灯油制度充実に関する請願

請願者 北海道砂川市西一条北一八ノ一ノ

吉田光吉 外三百五十九名

紹介議員 紙 智子君

原油価格と石油製品の高騰は、農業、漁業始め中小企業などに深刻な影響を与え、ガソリンや物価の相次ぐ値上げなど、国民の暮らしが影響を受け不安が広がっている。赤字続きで漁に出られないと全国の漁民が一斉に休漁し、農業団体は農業経営に甚大な影響が出ていると、国の対策を求めている。また、灯油価格の高騰は道民の暮らしを直撃し、耐え難い負担増となる。

ついては、農業、漁業、中小企業の暮らしと経営の危機を打開するため、次の事項について実現を図られたい。

一、低所得者への福祉灯油制度を充実させること。

二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法及び特別会計に関する法律の

一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第五号」を「第七号」に、「第六号及び第七号」を「第八号及び第九号」に改め、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 平成二十年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 一兆三百二十億四千七百五十万円

六 平成二十年度における交付税の総額を確保するため第一号から第四号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆二千四百十億四千七百五十万円

附則第四条の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前条第一項第六号に掲げる額に相当する額を平成二十三年度から平成二十七年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、第三項の規定による額から二千四百八十二億九百五十万円を減額した額とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「及び第四号」を「から第六号まで」に、「から平成二十四年度までの各年度」を「及び平成二十二年度」に、「平成二十五年度から」を「平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度から平成二十七年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号

に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から」に改め、同条に次の一号を加える。

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百八十二億九百五十万円

附則 この法律は、公布の日から施行する。

平成二十一年二月十八日印刷

平成二十一年二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D